

給与勧告にあたっての人事委員会委員長談話

- 1 本日、本委員会は、議長と知事に対して職員の給与等に関する「報告」を行い、併せて給与の改定について「勧告」をいたしました。
- 2 本委員会は、本年4月における県内民間給与及び職員の給与について調査を行い、それに加えて国や他の地方公共団体の動向を踏まえながら、本委員会がとるべき措置について様々な角度から検討を行いました。

長引く厳しい経済・雇用状況を受けて県内民間における給与月額は昨年に引き続き低下しています。一方、職員の給与については、昨年度から実施されている給料カットが今年の8月からは、さらにカット率が引き上げられたところでもあります。このような状況の中、給与比較を行った結果、本年4月の職員給与はカット前では民間給与を上回るものの、カット後は逆に下回っており、8月以降のカット率引上げ後においてはその差はさらに大きくなっています。

こうした状況や人事院の給与勧告を踏まえて検討した結果、先に寒冷地手当については廃止するよう勧告したところであり、今回は給料月額及びその他の諸手当について据え置くよう勧告することとしました。
- 3 本委員会の「勧告」は労働基本権制約の代償措置であり、社会一般の情勢及び国や他の地方公共団体の動向を踏まえ職員の給与その他の勤務条件を適切に決定することを基本としております。

本委員会としては、現在実施されている特例条例による給料の減額措置は、このような「勧告」の趣旨とは異なるものであり、諸情勢が整い次第、本来あるべき職員の給与水準が確保されるべきと考えております。

そのため、議長及び知事に対し、勧告制度の意義や役割に深い理解を示され「勧告」の速やかな実施と「報告」への適切な対応をいただくよう要請したところです。
- 4 県民各位におかれましては、本委員会が行う「勧告」の意義と職員の適正な処遇を図り、公正な人事・給与制度を維持することの重要性について、深いご理解をいただきますようお願いいたします。
- 5 職員の皆さんには、給料の減額措置が行われる中、先の勧告では寒冷地手当を廃止するという内容となりましたが、厳しい社会経済情勢のもと、全体の奉仕者としての責務を深く認識するとともに、公務能率と行政サービスの一層の向上に努め、高い倫理観・使命感を持って、県民の期待と要請に応えるべく、職務に精励されるよう要望します。

平成16年10月13日

島根県人事委員会

委員長 中村 寿夫